

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（文部科学省関係部分）	
規制の名称	成年被後見人等に係る欠格条項の見直し（成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの）	
規制の区分	改正（緩和）	
担当部局	（私立学校法の改正部分）高等教育局私学部私学行政課 （宗教法人法の改正部分）文化庁宗務課 （技術士法の改正部分）科学技術・学術政策局人材政策課 （著作権等管理事業法の改正部分）文化庁著作権課	
評価実施時期	令和6年9月	
事前評価時の想定との比較	課題を取り巻く社会情勢等の変化による影響及び想定外の影響の発現	<p>【共通】</p> <p>課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時には想定していなかった効果の発現はない。</p>
	ベースラインの検証	<p>【私立学校法】</p> <p>本規定を設けない場合、学校法人の適切な運営の確保を損なう可能性があるという仮想状況に変化はなく、ベースラインは事前評価時から変わらない。</p> <p>【宗教法人法】</p> <p>本規定を設けない場合、宗教法人財産の維持運用に係る取引の安全性を損なう可能性があるという仮想状況に変化はなく、ベースラインは事前評価時から変わらない。</p> <p>【技術士法】</p> <p>本規定を設けない場合、技術士及び技術士補としての業務を適正に行うことができないものが当該業務に当たることによって技術士及び技術士補の社会的信頼を損なう可能性があるという仮想状況に変化はなく、ベースラインは事前評価時から変わらない。</p> <p>【著作権等管理事業法】</p> <p>本規定を設けない場合、著作権等管理事業に係る取引の安全性を損なう可能性があるという仮想状況に変化はなく、ベースラインは事前評価時から変わらない。</p>
	必要性の検証	<p>【私立学校法】</p> <p>学校法人の役員欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちの一つとして、個別審査規定を設ける必要性は、役員による適切な学校法人運営を担保する観点から、引き続き認められる。</p> <p>【宗教法人法】</p> <p>宗教法人の役員欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちの一つとして、個別審査規定を設ける必要性は、法人の財産</p>

		<p>の適切な維持運用や取引の安全確保という観点から、引き続き認められる。</p> <p><b>【技術士法】</b> 技術士及び技術士補の欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちのの一つとして、個別審査規定を設ける必要性は、適正な業務の行われる必要性の観点から、引き続き認められる。</p> <p><b>【著作権等管理事業法】</b> 登録の欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちのの一つとして、個別審査規定を設ける必要性は、著作権等管理事業に係る取引の安全性を確保する観点から、引き続き認められる。</p>
遵守費用		<p><b>【私立学校法】</b> 本規制により生じた費用のみを特定し、事前評価時の費用推計と比較することは困難である。</p> <p><b>【宗教法人法】</b> 事前評価時の想定通り追加的な遵守費用は生じていない。</p> <p><b>【技術士法】</b> 事前評価時の費用推計と比較してかい離はない。</p> <p><b>【著作権等管理事業法】</b> 事後評価時点では、本欠格条項が適用される事業者より届出や事前の相談を受けた事例はなく、その他の遵守費用の発生も確認されていないため、事前評価時の費用推計と比較することは困難である。</p>
行政費用		<p><b>【私立学校法、宗教法人法】</b> 事前評価時の想定通り行政費用は生じていない。</p> <p><b>【技術士法】</b> 事前評価時の費用推計と比較してかい離はない。</p> <p><b>【著作権等管理事業法】</b> 事後評価時点では、本欠格条項が適用される事業者より届出や事前の相談を受けた事例はなく、その他の行政費用の発生も確認されていないため、事前評価時の費用推計と比較することは困難である。</p>
便益（金銭価値化）の把握		<p><b>【共通】</b> 本規制の効果を定量的に把握することは困難であり、金銭価値化して便益を把握することも困難である。</p>
効果（定量化）の把握		<p><b>【私立学校法、宗教法人法、技術士法】</b> 事前評価時に見込んだ効果とかい離はない。 なお、その性質上、具体的にどの程度当該目的が達成されたかを定量的に把握することは困難である。</p> <p><b>【著作権等管理事業法】</b> 事後評価時点では、本欠格条項が適用される事業者からの届出や事前の相談を受けた事例はなく、事前評価時の効果推計と比較することは困難である。</p>

<p>副次的な影響及び波及的な影響</p>	<p><b>【共通】</b> 本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。</p>
<p>把握した費用、効果及び間接的な影響に基づく妥当性</p>	<p><b>【私立学校法】</b> 本規制緩和の導入に伴い、遵守費用が一定程度生じている場合もあると考えられる。一方、本規制緩和の導入により、学校法人の適切な運営を担保しつつ、成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られたと考えられる。 今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられることから、本規制緩和を継続することが妥当である。</p> <p><b>【宗教法人法】</b> 本規制緩和の導入に伴い、追加的な遵守費用及び行政費用は生じていないと考えられる。一方、本規制緩和の導入により、取引の安全を確保しつつ、成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られたと考えられる。 今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられることから、本規制緩和を継続することが妥当である。</p> <p><b>【技術士法】</b> 本規制緩和の導入に伴い生じると考えられる遵守費用及び行政費用は小規模である。一方、規制緩和の導入により、技術士及び技術士補の社会的信用を保持しつつ、成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られたと考えられる。 今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられることから、本規制緩和を継続することが妥当である。</p> <p><b>【著作権等管理事業法】</b> 本事後評価時点までの間、本欠格条項が適用される事業者からの届出や事前の相談を受けた事例はなく、規制緩和の導入による効果を把握することは困難であった。 他方、今後本欠格条項が適用される事例が発生した場合、事前評価時点で想定された遵守費用及び行政費用が一定程度発生する一方、取引の安全を確保しつつ、成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年被後見制度の利用促進が図られると考えられることから、本規制緩和を継続することが妥当である。</p>